

神港港第 424 号
令和 4 年 3 月 9 日

神戸港港湾審議会
会長 加藤 恵正 様

神戸港港湾管理者 神戸市
代表者 神戸市長 久元喜造



神戸港港湾計画（軽易な変更）について（諮問）

港湾法第 3 条の 3 第 3 項の規定に基づき、神戸港港湾計画の軽易な変更について、貴会の意見を求めます。

神戸港港湾計画書(案)

— 軽易な変更 —

令和4年3月

神戸港港湾管理者
神戸市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・ 平成 17 年 11 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 18 年 2 月 交通政策審議会第 17 回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・ 平成 18 年 3 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 19 年 2 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 19 年 3 月 交通政策審議会第 23 回港湾分科会
- ・ 平成 20 年 3 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 20 年 11 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 21 年 10 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 21 年 11 月 交通政策審議会第 36 回港湾分科会
- ・ 平成 22 年 5 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 22 年 7 月 交通政策審議会第 38 回港湾分科会
- ・ 平成 22 年 11 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 22 年 11 月 交通政策審議会第 39 回港湾分科会
- ・ 平成 23 年 3 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 23 年 10 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 23 年 12 月 交通政策審議会第 47 回港湾分科会
- ・ 平成 25 年 2 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 25 年 2 月 交通政策審議会第 51 回港湾分科会
- ・ 平成 25 年 3 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 25 年 5 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 26 年 2 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 26 年 7 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 27 年 6 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 28 年 1 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 28 年 5 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 28 年 7 月 交通政策審議会第 64 回港湾分科会
- ・ 平成 28 年 12 月 神戸港港湾審議会
- ・ 平成 29 年 1 月 神戸港港湾審議会

- 平成 29 年 3 月 交通政策審議会第 66 回港湾分科会
- 平成 29 年 5 月 神戸港港湾審議会
- 平成 29 年 11 月 神戸港港湾審議会
- 平成 30 年 3 月 神戸港港湾審議会
- 平成 31 年 2 月 神戸港港湾審議会
- 平成 31 年 3 月 交通政策審議会第 74 回港湾分科会
- 令和 元年 6 月 神戸港港湾審議会
- 令和 元年 7 月 交通政策審議会第 76 回港湾分科会
- 令和 3 年 1 月 神戸港港湾審議会
- 令和 3 年 3 月 交通政策審議会第 81 回港湾分科会

の議を経た神戸港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 公共埠頭計画	2
2 旅客船埠頭計画	3
3 外郭施設計画	4
港湾の環境の整備及び保全	5
1 自然的環境を整備又は保全する区域	5
2 港湾環境整備施設計画	5
土地造成及び土地利用計画	6
1 土地利用計画	6
その他重要事項	7
1 港湾の再開発	7
(1)利用形態の見直しの検討が必要な区域	7
2 その他港湾の開発、利用及びに保全に関する事項	7
(1)レクリエーション等活性化水域	7

変更理由

新港突堤西地区において、臨海部の再開発と水域活用が一体となって、ウォーターフロントの賑わい創出を図るため、「新港第1～第2突堤間における水域活用計画(案)」(令和4年3月)(以下、「水域活用計画(案)」という)との整合を図り、公共埠頭計画、旅客船埠頭計画、外郭施設計画、港湾環境整備施設計画、土地利用計画、利用形態の見直しの検討が必要な区域の変更及び自然的環境を整備又は保全する区域、レクリエーション等活性化水域を計画する。

港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

1-1 新港突堤西地区

再開発によるウォーターフロントの賑わいの創出を図るため、公共埠頭を次のとおり変更する。

	埠頭用地	5 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)	
			[既設の変更計画]
〔	既設		〕
	埠頭用地	6 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)	

2 旅客船埠頭計画

2-1 新港突堤西地区

ウォーターフロントの再開発の進捗に伴い、以下の旅客船埠頭を廃止する。

既設	
水深 7.5 m	岸壁 1 バース 延長 190 m
埠頭用地	0.3 ha (旅客施設用地)
	S-1 DEF 岸壁

3 外郭施設計画

新港突堤西地区において、「水域活用計画（案）」で掲げるウォーターフロントエリア全体の魅力と賑わい向上に向けた水域の活用を図るべく、防波堤を多様な機能を有する構造に変更するとともに、静穏度を確保するため、防波堤の延長・配置の変更を次のとおり変更する。

3-1 防波堤（波除）

新港突堤西地区 延長 200 m [既定計画の変更計画]

既定計画

新港突堤西地区 延長 100 m

港湾の環境の整備及び保全

1 自然的環境を整備又は保全する区域

新港突堤西地区において、良好な港湾の環境の形成を図るため、自然的環境を整備又は保全する区域を次のとおり計画する。

新港突堤西地区において、「自然的環境を整備又は保全する区域」を定める。[新規計画]

2 港湾環境整備施設計画

新港突堤西地区において、良好な港湾の環境の形成を図るため、港湾環境整備施設を次のとおり計画する。

- (1) 再開発によるウォーターフロントの賑わいの創出を図るため、緑地を次のとおり変更する。

新港突堤西地区 緑地 9 ha (うち 2 ha 既設)
[既定計画の変更計画]

既定計画
新港突堤西地区 緑地 8 ha (うち 2 ha 既設)

土地造成及び土地利用計画

1 土地利用計画

新港突堤西地区において、再開発によるウォーターフロントの賑わいの創出を図るため、土地利用計画を次のとおり変更する。

(単位 : ha)

地区名 \ 用途	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	危険物取扱施設用地	緑地	合計
新港突堤西地区	(14) 14	(17) 17	(5) 5		3			(9) 10	(44) 49

注1) ()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回変更に係る地区についてのみ記述した。

その他重要事項

1 港湾の再開発

(1) 利用形態の見直しの検討が必要な区域

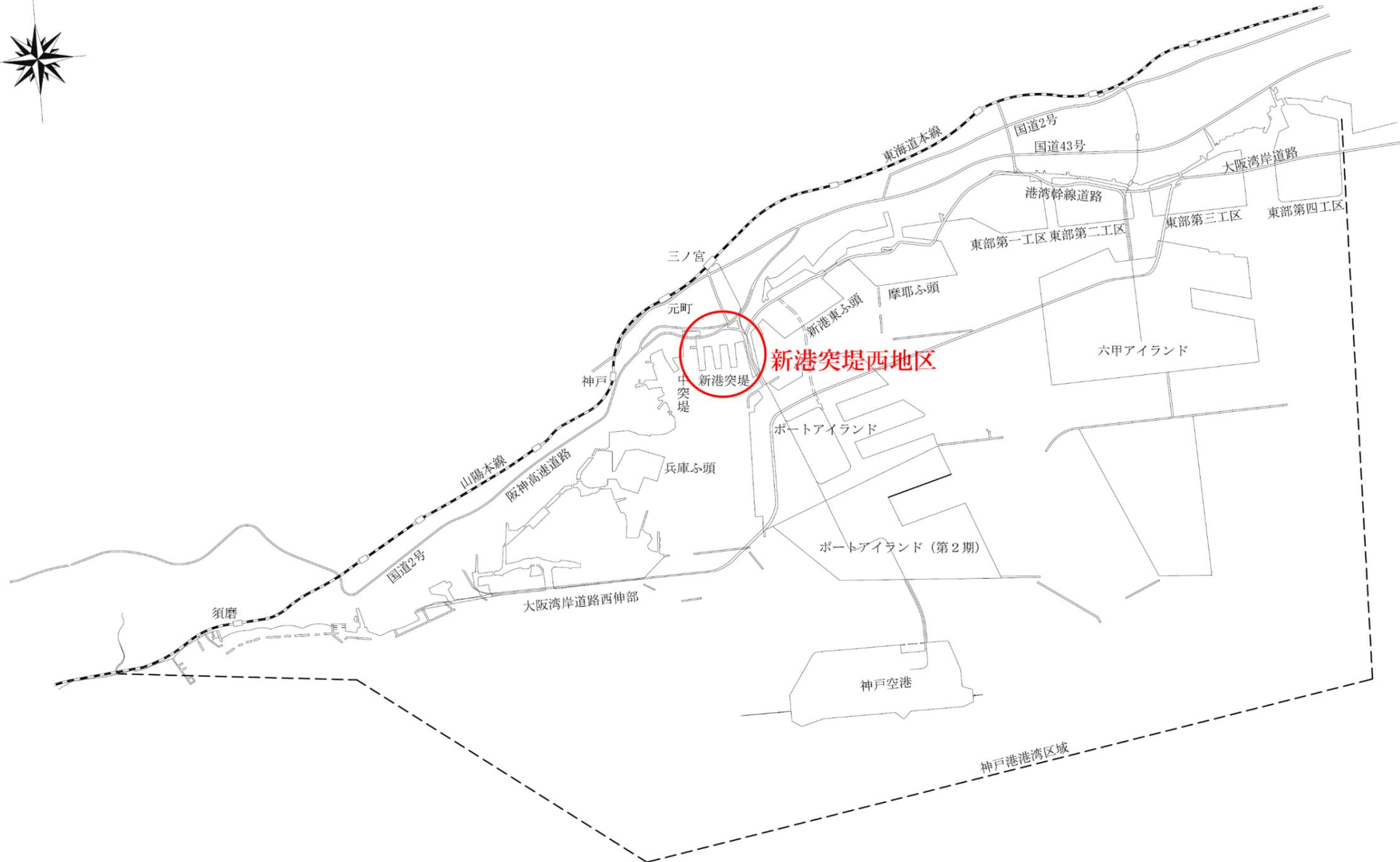
新港突堤西地区において、「利用形態の見直しの検討が必要な区域」を変更する。

2 その他港湾の開発、利用及びに保全に関する事項

(1) レクリエーション等活性化水域

新港突堤西地区の第1～第2突堤間の水域において、民間活力を活用し、ウォーターフロントエリア全体の魅力と賑わいを持続的に向上させる水域活用を図り、賑わいと交流の拠点となるエリアとして「レクリエーション等活性化水域」を計画する。

計画変更箇所位置図 S=1/70,000



凡 例	
	計画変更箇所

神戸港港湾計画図

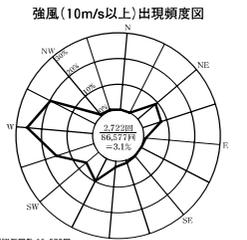
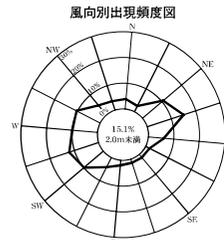
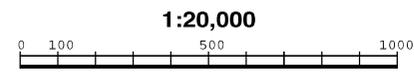
神戸港港湾計画図

新港突堤西地区



凡 例

	航路・泊地	(既設及び工事中)
	航路・泊地	(既定計画)
	外郭施設	(既設)
	外郭施設	(今回計画)
	公共岸壁	(既設)
	耐震強化岸壁	(既設)
	公共物資補給岸壁	(既設)
	公共物揚場	(既設)
	専用岸壁	(既設)
	小型さん橋	(既設)
	埠頭用地	(既設)
	緑地	(既設及び工事中)
	緑地	(既定計画)
	緑地	(今回計画)
	緑地(その他緑地)	(既設及び工事中)
	交通機能用地	(既設及び工事中)
	交通機能用地	(臨港道路)
	交通機能用地	(臨港道路)
	交通機能用地	(その他道路)
	その他の用地	(既設及び工事中)
	その他の用地	(既定計画)
	利用形態の見直しの検討が必要な区域	
	効率的な流通業務を特に促進する区域	
	レクリエーション等活性化水域	
	自然的環境を整備又は保全する区域	



注) 起算測回数 86,577回
10m以上出現回数 2,722回
出現率 2.1%
(観測期間:1987年4月~1988年3月、
気象庁観測:1995年4月~1996年3月)

神戸港港湾計画資料(案)

— 軽易な変更 —

令和4年3月

神戸港港湾管理者
神戸市

目 次

1. 変更理由	1
2. 港湾施設の規模及び配置に関する資料	2
2-1 公共埠頭計画	2
2-2 旅客船埠頭計画	4
2-3 外郭施設計画	6
3. 港湾の環境の整備及び保全に関する資料	11
3-1 自然的環境を整備又は保全する区域	11
3-2 港湾環境整備施設計画	12
4. 土地造成及び土地利用計画に関する資料	14
4-1 土地利用計画	14
5. その他重要事項	15
5-1 港湾の再開発	15
(1) 利用形態の見直しの検討が必要な区域	15
5-2 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項	16
(1) レクリエーション等活性化水域	16
6. 環境の保全に関する資料	17
7. その他の資料	18
7-1 関係機関との調整	18
7-2 地方港湾審議会委員名簿	19

1. 変更理由

新港突堤西地区において、臨海部の再開発と水域活用が一体となって、ウォーターフロントの賑わい創出を図るため、「新港第1～第2突堤間における水域活用計画(案)」(令和4年3月)(以下、「水域活用計画(案)」という)との整合を図り、公共埠頭計画、旅客船埠頭計画、外郭施設計画、港湾環境整備施設計画、土地利用計画、利用形態の見直しの検討が必要な区域の変更及び自然的環境を整備又は保全する区域、レクリエーション等活性化水域を計画する。

2. 港湾施設の規模及び配置に関する資料

2-1 公共埠頭計画

(1) 公共埠頭計画の変更箇所

公共埠頭計画の変更箇所は図2-1-1に示すとおり、新港突堤西地区である。

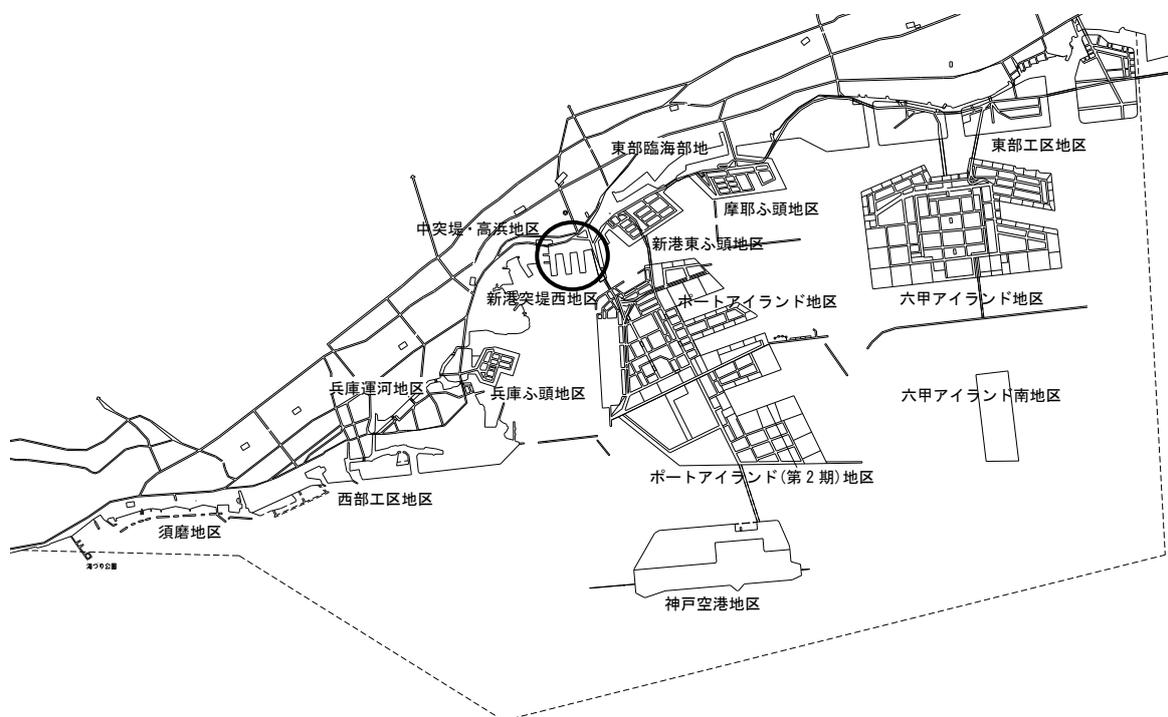


図2-1-1 公共埠頭変更箇所位置図

(2) 新港突堤西地区

再開発によるウォーターフロントの賑わいの創出を図るため、公共埠頭計画を次のとおり変更する。

表 2 - 1 - 1 変更後の公共埠頭計画

地 区	種 類	内 容	面積 (ha)
新港突堤西 地区	埠頭用地（荷捌施設用地及び 保管施設用地）	既設の 変更計画	5.0

表 2 - 1 - 2 変更前の公共埠頭計画

地 区	種 類	面積 (ha)
新港突堤西 地区	埠頭用地（荷捌施設用地及び 保管施設用地）	5.5

2-2 旅客船埠頭計画

(1) 旅客船埠頭計画の変更箇所

旅客船埠頭計画の変更箇所は図2-2-1に示すとおり、新港突堤西地区である。

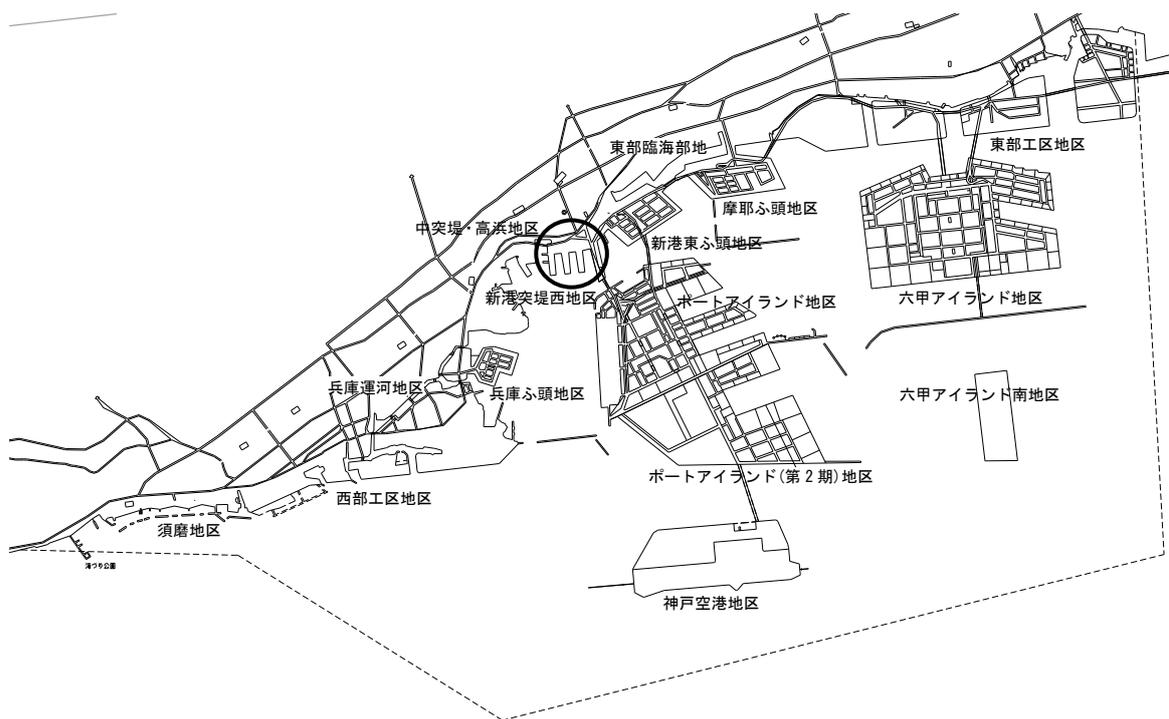


図2-2-1 旅客船埠頭変更箇所位置図

(2) 新港突堤西地区

ウォーターフロントの再開発に合わせ、旅客船埠頭計画を次のとおり変更する。

表 2 - 2 - 1 旅客船埠頭計画

地 区		施設名	水深 (m)	延長 (m)	埠頭用地 (ha)	備考
新港突堤西 地区	①	S-1AC 岸壁	-7.5	190	0.2	既設
	②	S-1DEF 岸壁	-7.5	190	0.3	廃止
	③	S-4QR 岸壁	-10~ -12m	644	2.4	既設

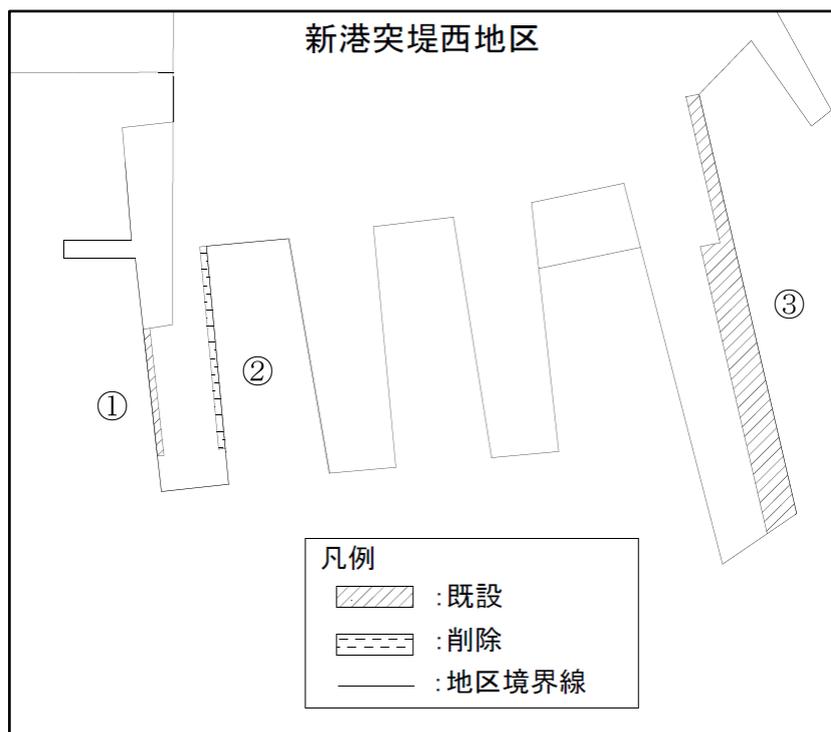


図 2 - 2 - 2 新港突堤西地区埠頭用地位置図 (旅客船埠頭計画)

2-3 外郭施設計画

(1) 外郭施設計画の必要性

新港突堤西地区は、平成23年3月に策定した都心・ウォーターフロントの将来構想である『「港都 神戸」グランドデザイン』に基づき、再開発を順次実施してきている。

新港第1～第2突堤間の水域については、令和4年3月に「水域活用計画（案）」を策定し、親水空間の創出とともに、水域活用として賑わい創出、船舶係留などの方向性を示している。

「水域活用計画（案）」では、防波堤に多様な機能を持たせることを掲げており、プロムナード利用や水域環境に配慮した透過性を有する構造に変更し、あわせて防波堤の延長・配置を変更する。

(2) 今回計画する外郭施設計画の規模及び配置

今回計画する外郭施設の規模及び配置とその考え方は次のとおりである。

表 2-3-1 今回計画する外郭施設の規模及び配置

地区名	施設の規模	施設の規模及び配置の考え方
新港突堤西地区	防波堤（波除）201m	新港第1～2突堤間における静穏度の確保及び、水質等環境に配慮して防波堤を配置する。

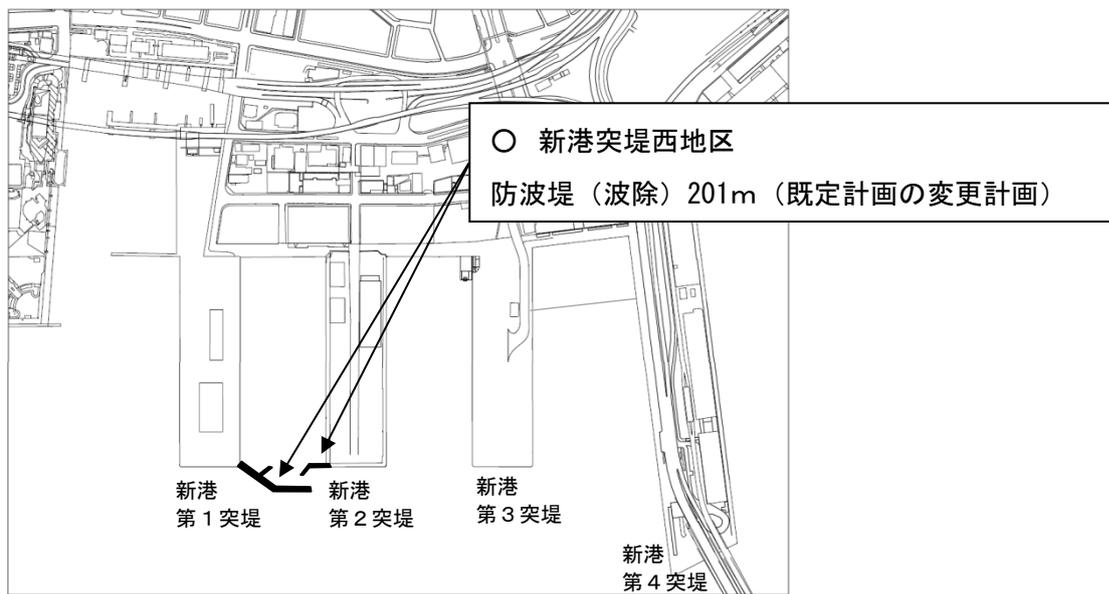


図 2 - 3 - 1 今回計画する外郭施設の位置図

(3) 静穏度の検討

1) 静穏度の目標値

静穏度の目標値は表 2-3-2 に示すとおりである。

表 2-3-2 静穏度の目標値

区分	係留施設前面波高	稼働率
通常時	0.3m	97.5%
異常時	0.5m	—

表 2-3-3 波向別波高発生度数頻度 (通年)

通年 (上段:回数, 下段:確率(%))

波高(m)	波向															合計		
	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW	N	合計	
4.01 -									2 (0.0)								2 (0.0)	
3.51 - 4.00									8 (0.0)								8 (0.0)	
3.01 - 3.50									10 (0.0)								10 (0.0)	
2.51 - 3.00								2 (0.0)	8 (0.0)								10 (0.0)	
2.01 - 2.50					1 (0.0)	1 (0.0)	2 (0.0)	1 (0.0)	34 (0.0)	2 (0.0)							41 (0.0)	
1.76 - 2.00					2 (0.0)	1 (0.0)	1 (0.0)	1 (0.0)	74 (0.1)	2 (0.0)							80 (0.1)	
1.51 - 1.75				1 (0.0)	2 (0.0)		1 (0.0)	1 (0.0)	206 (0.2)		9 (0.0)						220 (0.2)	
1.26 - 1.50				3 (0.0)	13 (0.0)	3 (0.0)			347 (0.3)	13 (0.0)	18 (0.0)					5 (0.0)	402 (0.3)	
1.01 - 1.25	6 (0.0)			84 (0.1)	34 (0.0)	5 (0.0)	4 (0.0)	1 (0.0)	796 (0.6)	29 (0.0)	131 (0.1)	34 (0.0)				9 (0.0)	1133 (0.9)	
0.76 - 1.00	11 (0.0)	10 (0.0)	43 (0.0)	290 (0.2)	33 (0.0)	22 (0.0)	14 (0.0)	42 (0.0)	2024 (1.5)	180 (0.1)	485 (0.4)	540 (0.4)			1 (0.0)	4 (0.0)	3699 (2.8)	
0.51 - 0.75	8 (0.0)	21 (0.0)	467 (0.4)	1026 (0.8)	146 (0.1)	40 (0.0)	107 (0.1)	419 (0.3)	5850 (4.5)	1291 (1.0)	1385 (1.1)	2853 (2.2)	81 (0.1)	41 (0.0)	10 (0.0)		13745 (10.4)	
0.26 - 0.50	1573 (1.2)	1482 (1.1)	6813 (5.2)	11297 (8.6)	2250 (1.7)	1102 (0.8)	1052 (0.8)	1565 (1.2)	10688 (8.1)	10309 (7.8)	7635 (5.8)	10252 (7.8)	3620 (2.8)	2060 (1.6)	2349 (1.8)	2707 (2.1)	76754 (58.4)	
合計	1598 (1.2)	1513 (1.1)	7323 (5.6)	12701 (9.7)	2481 (1.9)	1174 (0.9)	1181 (0.9)	2031 (1.5)	20047 (15.2)	11826 (9.0)	9663 (7.3)	13679 (10.4)	3701 (2.8)	2101 (1.6)	2360 (1.8)	2725 (2.1)	96104 (73.1)	
																	静穏 (波高25cm以下)	35368 (26.9)
																	合計 (測得率 100.0%)	131472 (100.0)

2) 検討対象水域

検討対象の水域は新港第 1 突堤と第 2 突堤に挟まれた水域とした (奥行: 約 350m、幅: 約 140m)。

また、検討対象水域を、奥から区間 1 (長さ 150m)、区間 2 (長さ 100m)、区間 3 (長さ 100m) に分けて検討する。

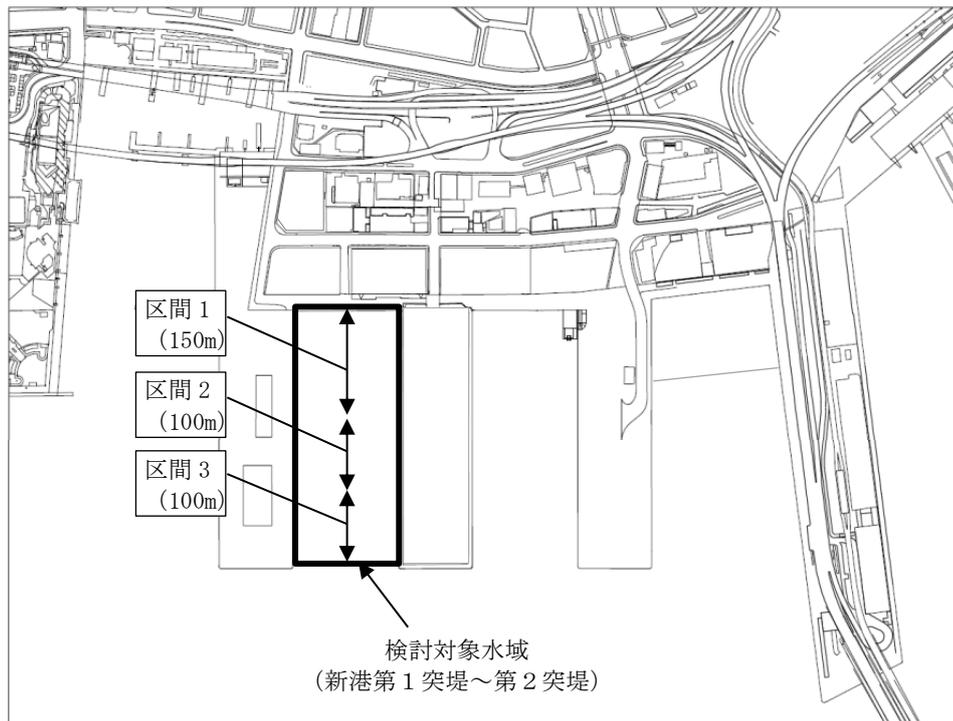


図 2 - 3 - 2 静穏度の検討対象水域

3) 検討潮位

静穏度検討における通常時、異常時それぞれの潮位は図 2 - 3 - 4 に示すとおりである。通常時は M.S.L とし、H.H.W.L.=K.P.+3.70m では神戸港内の複数箇所では岸壁や護岸が冠水することにより、反射率などの算定条件が冠水していない場合と異なることから、H.H.W.L. および冠水しない H.W.L. の 2 パターンを検討した。

表 2 - 3 - 4 潮位と基準面との関係

	潮位	T.P.基準[m]	K.P.基準[m]	C.D.L.基準[m]
異常時	H.H.W.L.	2.807	3.700	3.710
	H.W.L.	0.807	1.700	1.710
通常時	M.S.L.	0.107	1.000	1.010
	L.W.L.	-0.893	0.000	0.010

4) 通常時における静穏度

通常時における検討対象水域での波高 30cm 以下の出現率は表 2-3-5 に示すとおりであり、今回計画において、静穏度の目標 97.5% を達成している。

表 2-3-5 通常時の稼働率

		M. S. L.		
		区間 1	区間 2	区間 3
波高 0.3m以下の 出現率 (%)	現況 (防波堤なし)	98.59	97.06	97.37
	今回計画	99.99	99.99	100.00

5) 異常時における静穏度

異常時における検討対象水域での波高は表 2-3-6 に示すとおりであり、今回計画において、静穏度の目標値の 50cm 未満を達成している。

表 2-3-6 異常時の波高

		H. H. W. L.			H. W. L.		
		区間 1	区間 2	区間 3	区間 1	区間 2	区間 3
波高 (m)	現況 (防波堤なし)	0.80	0.91	1.14	0.77	0.89	1.09
	今回計画	0.36	0.37	0.49	0.34	0.32	0.39

3. 港湾の環境の整備及び保全に関する資料

3-1 自然的環境を整備又は保全する区域

新港突堤西地区の第1・第2突堤間において、環境に配慮した水域活用を図るため、自然的環境を整備又は保全する区域を新たに位置付ける。

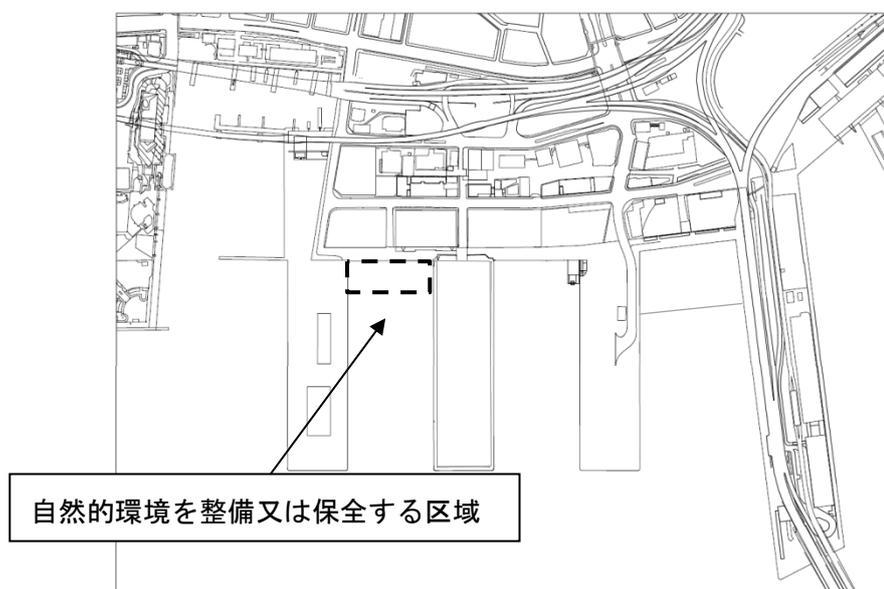


図3-1-1 変更後の自然的環境を整備又は保全する区域

3-2 港湾環境整備施設計画

良好な港湾の環境の形成を図るため、港湾環境整備施設について以下のとおり計画する。

- (1) 新港突堤西地区において、再開発によるウォーターフロントの賑わいの創出を図るため、緑地を計画する。

表 3 - 2 - 1 港湾環境整備施設計画

地区	番号	名称	面積 (ha)	種類	備考
新港突堤西 地区	①	新港第 1 突堤緑地	1.5	定期船発着所緑地	既設
	②	新港第 4 突堤緑地	4.7	定期船発着所緑地	既定計画
	③	新港突堤基部緑地	0.2	親水緑地	既設
	④	新港第 2 突堤緑地	1.2	親水緑地	既定計画
	⑤	新港第 1・第 2 突堤間基部緑地	0.1	親水緑地	新規
	⑥	新港第 1・第 2 突堤防波堤緑地	0.1	親水緑地	新規
	⑦	新港第 1 突堤東緑地	0.3	親水緑地	新規
	⑧	新港第 2 突堤西緑地	0.3	親水緑地	新規
	⑨	新港第 2 突堤基部緑地	0.1	親水緑地	新規
(参考) 中突堤・高浜 地区	⑩	新港第 1 突堤緑地	0.4	定期船発着所緑地	既設

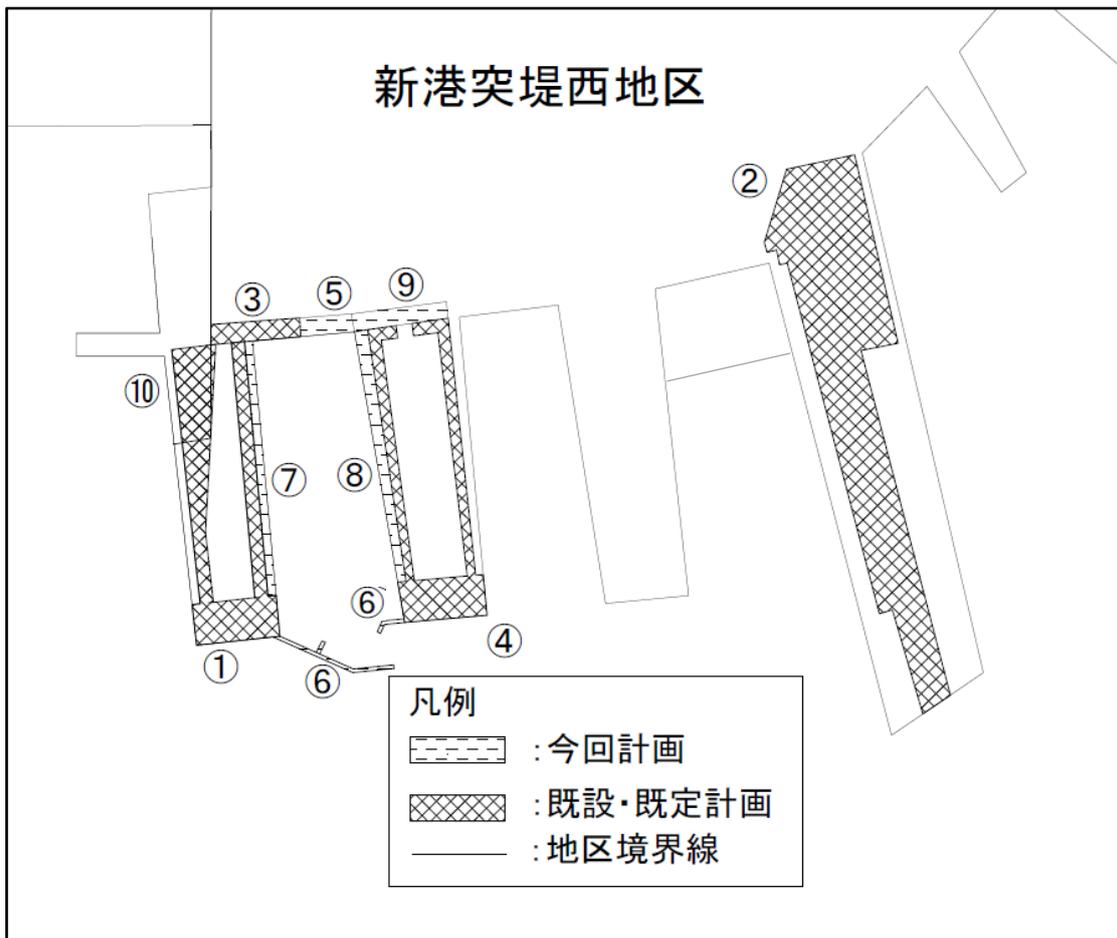


図 3 - 2 - 1 新港突堤西地区及び中突堤・高浜地区緑地位置図

4. 土地造成及び土地利用計画に関する資料

4-1 土地利用計画

新港突堤西地区において、再開発によるウォーターフロントの賑わいの創出を図るため、土地利用計画を次のとおり変更する。

表 4 - 1 - 1 変更後の土地利用計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	合計
新港突堤西 地区	(14.3) 14.3	(16.9) 16.9	(4.7) 4.7					(8.5) 10.1	(44.4) 48.8

注1) ()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回変更に係る地区についてのみ記述した。

表 4 - 1 - 2 変更前の土地利用計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業 用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	合計
新港突堤西 地区	(15.1) 15.1	(16.9) 16.9	(4.7) 4.7					(7.6) 9.2	(44.3) 48.7

注1) ()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回変更に係る地区についてのみ記述した。

5. その他重要事項

5-1 港湾の再開発

(1) 利用形態の見直しの検討が必要な区域

新港突堤西地区において、土地利用の具体化にあわせて、「利用形態の見直しの検討が必要な区域」を変更する。

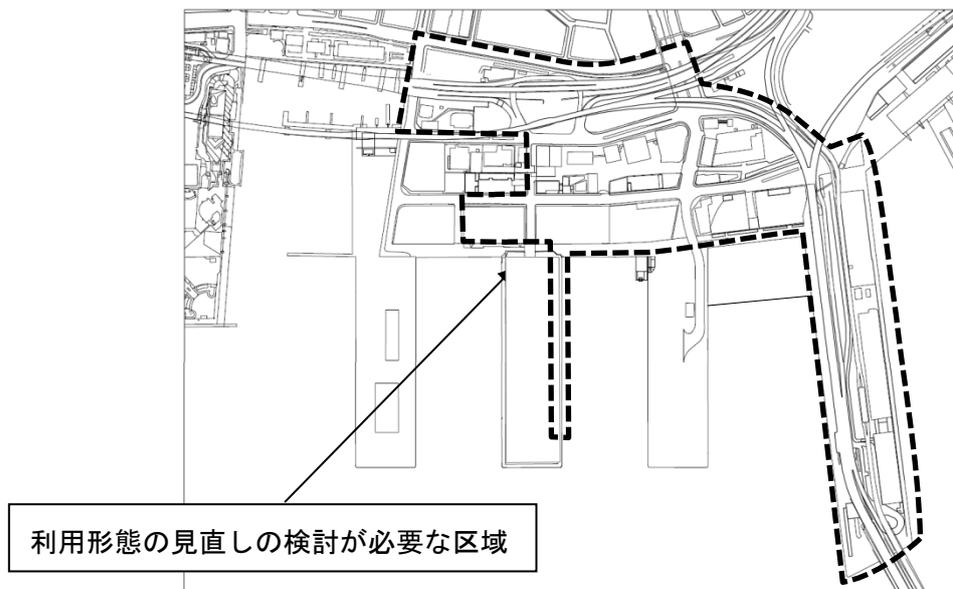


図 5 - 1 - 1 変更後の利用形態の見直しの検討が必要な区域

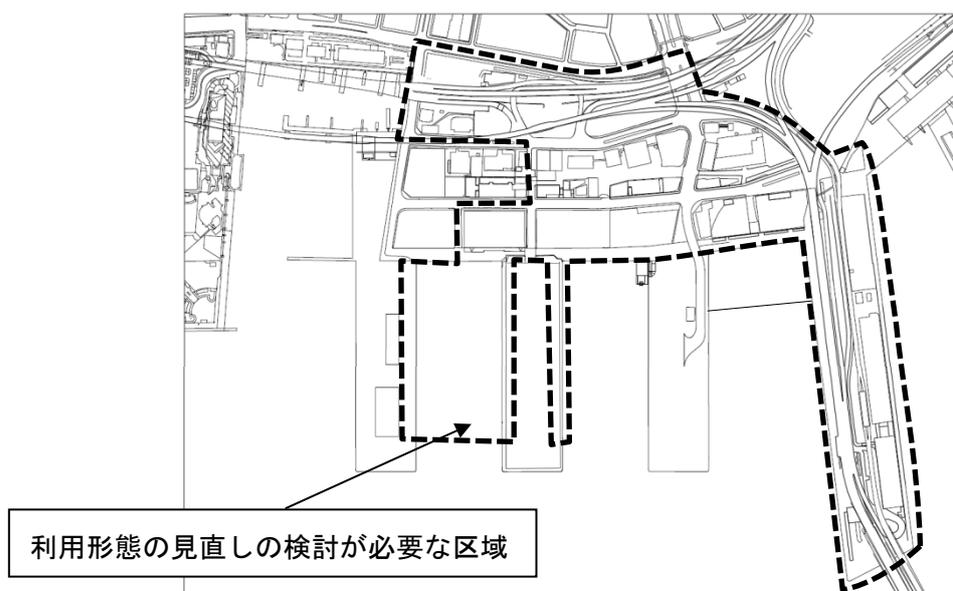


図 5 - 1 - 2 変更前の利用形態の見直しの検討が必要な区域

5-2 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項

(1) レクリエーション等活性化水域

新港突堤西地区の第1～第2突堤間の水域において、民間活力を活用し、ウォーターフロントエリア全体の魅力と賑わいを持続的に向上させる水域活用を図り、賑わいと交流の拠点となるエリアとして「レクリエーション等活性化水域」を計画する。

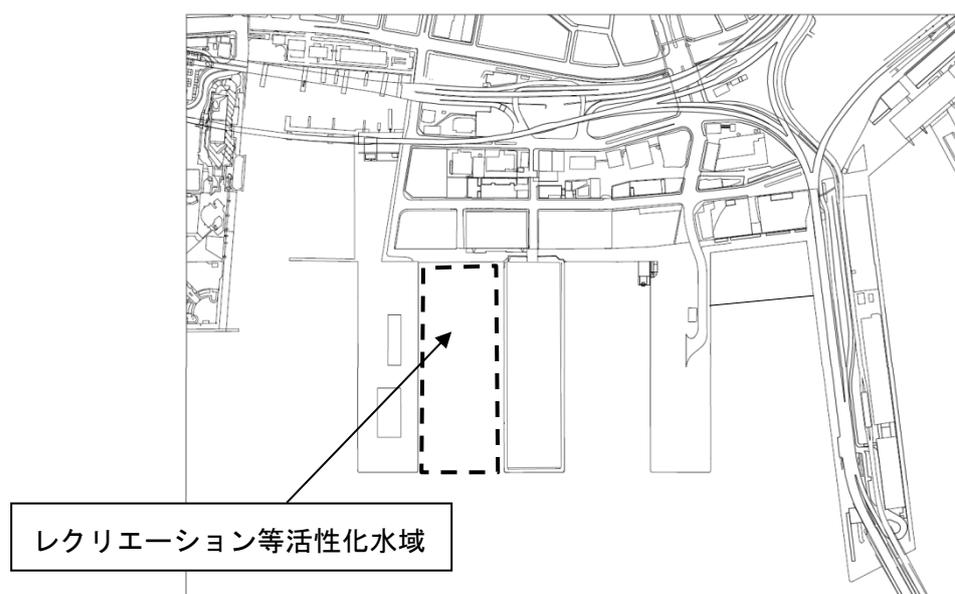


図5-2-1 変更後のレクリエーション等活性化水域

6. 環境の保全に関する資料

港湾物流に資する土地利用から、緑地に土地利用を変更するほか、防波堤の延長・配置を変更するものであるが、防波堤の構造を水域環境に配慮した透過性を有する構造とするなど、新たな負荷は少ないことから、環境に及ぼす影響は軽微なものであると考えられる。

なお、今後とも環境保全について十分配慮するとともに、計画実施にあたっては、工法、工期について検討し、十分な監視体制のもとに環境に与える影響を少なくするよう慎重に行うものとする。

7. その他の資料

7-1 関係機関との調整

別紙参照

7-2 地方港湾審議会委員名簿

神戸港港湾審議会 計画部会委員名簿

順不同

区 分	氏 名	役 職 名	備考
部会長	竹 林 幹 雄	神戸大学大学院海事科学研究科教授	
委 員	古 莊 雅 生	大島商船高等専門学校長	
	石 黒 一 彦	神戸大学大学院海事科学研究科准教授	
	山 縣 宣 彦	一般財団法人みなと総合研究財団理事長	
	平 井 真 千 子	神戸市会議員	
	堂 下 豊 史	神戸市会議員	
	中 井 拓 志	オンラインネットワーク・エクスプレスジャパン株式会社代表取締役社長執行役員	
	浦 隆 幸	全日本海員組合関西地方支部長	
	東 川 直 正	近畿地方整備局長	
	加 瀬 和 浩	阪神港長	

関係機関との調整

(公印省略)
環環都第 1163 号
令和 4 年 3 月 3 日

港湾局長 長谷川 憲孝 様

環境局長 福本 富夫

神戸港港湾計画（軽易な変更）について（回答）

令和 4 年 3 月 1 日付け神戸港港第 437 号-2 にて協議のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

特に意見なし。



五神航第764号
令和4年3月15日

神戸港港湾管理者 神戸市
代表者 神戸市長 久元 喜造 殿

阪神港長
加瀬 和浩



神戸港港湾計画（軽易な変更）について（回答）

令和4年3月1日付け、神港港第437号による協議について、意見はありません。

なお、レクリエーション等活性化水域及び外郭施設計画については、以下のとおり申し入れます。

記

1 レクリエーション等活性化水域について

この度の港湾計画（軽易な変更）では、レクリエーション等活性化水域を新たに位置づける計画となっており、その資料の中では新港突堤西地区における船舶係留の場として、マリーナ等の水域利用が想定されるところです。

御承知のとおり、阪神港神戸区（神戸港）においては、旅客フェリー、貨物船、交通船などの多種多様な船舶の利用、往来がありますが、特にマリーナが整備された場合、当該マリーナを基点としたプレジャーボート等が港内を移動又は遊走することで、新港内のみならず神戸港内及び港付近海域における競合により海域利用関係者とのトラブル及び事故の発生など船舶交通上の課題が懸念されます。

つきましては、新港第一～第二突堤間の水域の活用にあたっては、港湾管理者である貴職において、海事、港湾、漁業、その他の地元関係者間の調整

を行うとともに、船舶交通への影響を勘案のうえ、安全対策及び安全管理体制を検討し、当該関係者への周知徹底をお願いします。また、事業者に対し、検討された安全対策及び安全管理体制が確実に履行されるよう指導いただきますようお願い申し上げます。

2 防波堤建設に伴う航行安全対策

新港第一突堤先端部に外郭施設として整備される波除防波堤の延長にあたっては、工事施工段階における船舶交通の安全を確保するため、所要の安全対策を検討のうえ事前に協議願います。